

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令

北海道有林野産物実査規程（昭和33年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「1万分の1」を「5,000分の1」に改める。

第3条中「毎木について調査しなければならない」を「次の各号に掲げる林分の区分に応じ当該各号に定める方法により調査するものとする」に改め、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 人工林その他林相が均一な林分 標準地法又は標本抽出法
- (2) 前号に掲げる林分以外の林分 毎木法

第4条第3項を次のように改める。

3 標準地の面積は、別に定める。

第4条第4項中「現地に適当な標識を設けて」を「調査区域図に」に、「明示し」を「記載し」に改める。

第15条を第17条とする。

第14条中「粗朶」を「粗だ」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条中「第7条」を「第9条」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条第2項中「及び第5条」を削り、同条を第12条とする。

第9条中「特殊な事情のため知事の承認を受けたとき、」を「天災、盗伐又は誤伐等により第3条から前条までの規定による測定が困難なとき」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条の次に次の2条を加える。

（標本抽出法による調査）

第5条 標本抽出法による材積の調査は、別に定める方法により、当該調査区域内から立木を抽出してその材積を測定し、これから推計して調査区域の本数及び材積を算出してするものとする。

（毎木法による調査）

第6条 毎木法による調査は、当該調査区域の毎木についてその材積を測定し、これを集計して調査区域の本数及び材積を算出してするものとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

目 次

目 次	ページ
訓 令	
○北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令……………（道有林課）	71
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（職員事務課）	71
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正……………（法制文書課）	72
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	72
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	72
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	73
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	73
○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課）	74
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	74
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	76
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	82
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	82
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	83
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	84
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	84

訓 令

北海道訓令第4号

水 産 林 務 部
総合振興局及び振興局

北海道有林野産物実査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月20日

告 示

北海道告示第216号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道庁物品託送業務（各単位当たりの単価）
- (2) 調達予定数量 メール便 80,005個
 宅配便 80,346個

2 落札を決定した日

平成30年3月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 佐川急便株式会社
- (2) 住所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

4 落札金額

- (1) メール便 全国 300グラム以内 65円
- (2) メール便 全国 600グラム以内 65円
- (3) メール便 全国 1キログラム以内 65円
- (4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 350円
- (5) 宅配便 北海道 5キログラム以内 350円
- (6) 宅配便 北海道 10キログラム以内 400円
- (7) 宅配便 北海道 20キログラム以内 450円
- (8) 宅配便 北海道 30キログラム以内 600円
- (9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内 500円
- (10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内 500円
- (11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内 500円
- (12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内 750円
- (13) 宅配便 関東・信越以北 30キログラム以内 1,000円
- (14) 宅配便 その他 2キログラム以内 500円
- (15) 宅配便 その他 5キログラム以内 500円
- (16) 宅配便 その他 10キログラム以内 750円
- (17) 宅配便 その他 20キログラム以内 1,000円
- (18) 宅配便 その他 30キログラム以内 1,500円
- (19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内 800円
- (20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内 1,500円
- (21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内 2,000円
- (22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内 2,500円
- (23) 宅配便 東京23区航空便 30キログラム以内 3,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月19日付け北海道告示第42号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部人事局職員事務課収発・集中処理グループ
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第217号

平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道地域限定通訳案内士試験の項を削る。

採石業務管理者試験の項中「合格発表の日から起算して1か月間」を「同」に改める。
動物用医薬品登録販売者試験の項を削る。

北海道告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があった。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所
平成30. 2.28 理事 大野 芳一 新十津川町字大和37番地5

北海道告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡湧別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第220号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
足寄町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成30年北海道告示第137号

2 所在が不明な者 船登 弘平

北海道告示第222号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
北斗市市渡、村山及び中山
檜山郡厚沢部町字峠下
二海郡八雲町上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎及び黒岩
山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩
寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
磯谷郡蘭越町字川上及び字立川
虻田郡豊浦町字新富
虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広
余市郡仁木町字尾根内
余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合
余市郡余市町字栄町
小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町
札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富岡、富岡6条4丁目、富岡5条4丁目、富岡4条4丁目、富岡4条3丁目、富岡3条3丁目、富岡2条3丁目、富岡2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目
札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒10条13丁目、発寒10条12丁目、発寒10条11丁目、発寒10条6丁目、発寒10条5丁目、発寒10条4丁目、発寒10条3丁目、発寒10条2丁目、発寒10条1丁目、

八軒1条西4丁目、八軒1条西3丁目、八軒1条西2丁目、八軒1条西1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目

札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目、北3条東10丁目及び北3条東11丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立入期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北海道告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
丸武川（Ⅰ-75-1200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新町はずれの沢川（Ⅱ-75-1240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヤマベの沢川（Ⅱ-75-1270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
タルミノ沢川（Ⅱ-75-1280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松林の沢川（Ⅱ-75-1290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
武利意平沢川（Ⅱ-75-1300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
5の沢川（Ⅱ-75-1380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町白滝天狗平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
18号沢川（Ⅱ-75-1390）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町上白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
岡田沢川（Ⅱ-75-1410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌加湧別橋の沢川（Ⅱ-75-1420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町旧白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旧白滝の沢川（Ⅱ-75-1430）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町旧白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
15号沢川（Ⅱ-75-1440）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町旧白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ラウネナイ川（Ⅱ-75-1450）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町旧白滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
13号川（Ⅱ-75-1460）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町旧白滝（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浄水の沢川（Ⅱ-75-1470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布天神町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
丸瀬川（Ⅰ-75-1490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
弘政寺沢川（Ⅰ-75-1500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
泉の沢川（Ⅰ-75-1510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布東町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二見川（Ⅱ-75-1520）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布金山、丸瀬布東町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
水野沢川（Ⅱ-75-1530）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 紋別郡遠軽町丸瀬布金山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ニシタツプ1号支流（Ⅰ-31-0030）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字錦岡、明徳町4丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
柏木沢（Ⅰ-31-0085）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字糸井、柏木町5丁目（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布東町4（Ⅰ-7-114-2608）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町、丸瀬布東町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布水谷町3（Ⅰ-7-115-2609）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布新町（Ⅰ－７－116－2610）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布東町1（Ⅱ－７－126－1973）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布東町、丸瀬布金山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布東町2（Ⅱ－７－127－1974）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布東町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布東町3（Ⅱ－７－128－1975）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布東町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布東町5（Ⅱ－７－129－1976）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布東町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布水谷町1（Ⅱ－７－130－1977）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布水谷町2（Ⅱ－７－131－1978）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
丸瀬布天神町（Ⅱ－７－132－1979）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別郡遠軽町丸瀬布天神町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>いなうし駅沢川（Ⅱ-75-1190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布金山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鈴木沢川（Ⅰ-75-1210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新町の沢川（Ⅰ-75-1220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 新町中の沢川（Ⅰ-75-1230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布新町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福田の沢川（Ⅱ-75-1250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布武利（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上武利沢川（Ⅰ-75-1310）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カラマツ林の沢川（Ⅰ-75-1320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫小牧錦岡（Ⅱ-3-1-1174）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字錦岡、澄川町7丁目、澄川町8丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦4丁目1（Ⅰ-9-62-2783）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

- 次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路益浦4丁目3 (Ⅲ-9-26-779)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市益浦4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路益浦4丁目4 (Ⅱ-9-27-2121)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市益浦4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路益浦4丁目5 (Ⅱ-9-28-2122)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市益浦4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋1-(1) (Ⅰ-9-72-2793)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋1-(2) (Ⅱ-9-31-2125)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋2 (Ⅰ-9-73-2794)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋3 (Ⅲ-9-27-780)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋4 (Ⅲ-9-28-781)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 釧路桂恋5 (Ⅰ-9-74-2795)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 釧路市桂恋 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋6（Ⅲ－9－29－782）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋7（Ⅱ－9－32－2126）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋8（Ⅲ－9－30－783）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋9（Ⅲ－9－31－784）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋10（Ⅲ－9－32－785）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋11（Ⅱ－9－33－2127）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋12（Ⅱ－9－34－2128）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋13（Ⅱ－9－35－2129）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桂恋14（Ⅱ－9－36－2130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

<p>釧路市桂恋（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路三津浦 1（Ⅲ－9－33－786）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市三津浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路三津浦 2（Ⅱ－9－37－2131）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市三津浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路三津浦 3（Ⅲ－9－34－787）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市三津浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲山越 1（Ⅱ－2－248－1031）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲山越 2（Ⅲ－2－83－464）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲山越 3（Ⅰ－2－349－1387）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲山越 4（Ⅲ－2－84－465）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲山越 5（Ⅲ－2－85－466）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町山越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>八雲熱田（Ⅲ－２－８６－４６７）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熱田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲浜松１（Ⅰ－２－３５０－１３８８）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町浜松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲浜松２（Ⅰ－２－３５１－１３８９）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町浜松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲浜松３（Ⅱ－２－２４９－１０３２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町浜松（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八雲浜松４（Ⅰ－２－３５２－１３９０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町浜松（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第225号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 落札に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量 A重油（JIS １種1号） 828,000リットル</p> <p>2 落札を決定した日 平成30年2月23日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 地崎商事株式会社 (2) 住所 札幌市中央区北1条西3丁目3番地31</p> <p>4 落札金額 59円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成30年1月9日付け北海道告示第25号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目</p> <hr/> <p style="text-align: center;">総合振興局告示及び振興局告示</p> <hr/> <p>北海道オホーツク総合振興局告示第68号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成30年3月20日</p> <p style="text-align: right;">北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一</p> <p>1 随意契約に係る物品等の名称及び数量</p>
--	---

- 貨物兼乗用自動車の交換契約 2台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 旭川トヨタ自動車販売株式会社
 - (2) 住所 旭川市4条通2丁目
- 4 随意契約に係る契約金額
2,869,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

- (13) 更紙B4判(全域) 950箱
- 2 落札を決定した日
平成30年2月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)、(5)、(9)、(12)及び(13)
 - ア 住所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7
 - イ 氏名 森川株式会社
 - (2) 1の(2)から(4)まで及び(10)
 - ア 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - イ 氏名 大丸株式会社
 - (3) 1の(6)、(8)及び(11)
 - ア 住所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号
 - イ 氏名 株式会社エム・マツバラ
 - (3) 1の(7)
 - ア 住所 札幌市東区北12条東1丁目2-3
 - イ 氏名 株式会社エムケ中田商会

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成30年3月20日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

- 1 落札に係る物品等の名称(1箱当たりの単価)及び調達予定数量
 - (1) P P C用紙A4判(札幌市北部地区) 2,984箱
 - (2) P P C用紙A4判(札幌市中央地区) 3,511箱
 - (3) P P C用紙A4判(札幌市西部地区) 2,789箱
 - (4) P P C用紙A4判(札幌市東部地区) 3,924箱
 - (5) P P C用紙A4判(江別石狩当別地区) 2,414箱
 - (6) P P C用紙A4判(北広島恵庭千歳地区) 2,650箱
 - (7) P P C用紙B4判(札幌市A地区) 2,306箱
 - (8) P P C用紙B4判(札幌市B地区) 2,460箱
 - (9) P P C用紙B4判(石狩地区) 1,923箱
 - (10) P P C用紙A3判(全域) 1,882箱
 - (11) P P C用紙B5判(全域) 1,503箱
 - (12) 更紙A4判(全域) 859箱

- 4 落札金額
 - (1) 1,179円
 - (2) 1,180円
 - (3) 1,180円
 - (4) 1,180円
 - (5) 1,210円
 - (6) 1,210円
 - (7) 1,748円
 - (8) 1,748円
 - (9) 1,760円
 - (10) 1,419円
 - (11) 955円
 - (12) 2,538円
 - (13) 3,564円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年12月22日付け北海道教育庁石狩教育局告示第142号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月20日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）
 - 調達台数及び調達予定枚数
16台及び1月当たり182,700枚
- 落札を決定した日
平成30年3月2日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 小林株式会社
 - 住所 網走市桂町5丁目3番1号
- 落札金額
基本料金一式 1,000円
複写料金 1.50円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成30年1月19日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第1号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - 所在地 網走市北7条西3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第143号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月20日

北海道警察本部長 和田昭夫

別表旭川方面稚内警察署の部沓形の項中

利尻郡利尻町
沓形字日出町
63番地1

を

利尻郡利尻町
沓形字泉町
335番地

に改め

る。

北海道警察本部告示第144号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月20日

北海道警察本部長 和田昭夫

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 - デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式
 - 調達台数及び調達予定数量 30台及び1月当たり579,000枚
- 落札を決定した日
平成30年3月2日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 株式会社三好商会
 - 住所 札幌市中央区大通西18丁目1
- 落札金額
 - 基本料金一式 0円
 - 複写料金1枚以上1枚当たり 0.6円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成30年1月19日付け北海道警察本部告示第10号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目